



鳥取県公報

令和2年2月12日（水）
第9175号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の終了（41）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	河川法による工作物の撤去（42）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・・・ 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活環境課）・・・・・・・・・・ 2
◇ 調達公告	落札者の決定（3件）（物品契約課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第41号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域 倉吉市円谷及び東伯郡三朝町
- 3 終了年月日 令和2年1月31日

鳥取県告示第42号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和2年3月11日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
杭	116本	東伯郡湯梨浜町大字橋津804-6地先、747地先、805-21地先、735-15地先、735-16地先、735-13地先及び735-12地先
梯子	3台	
栈橋	2台	

- 2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第3号

令和2年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年2月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年2月21日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1）令和2年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
 - （2）その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び

空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年2月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和2年3月9日午後1時30分から午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 除雪トラック（10トン級） 1台
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和元年12月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 UDトラックス株式会社中四国支社
岡山県岡山市北区平野630-1
- 5 落札金額 41,995,660円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和元年11月8日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪グレーダ（4.0メートル級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和元年12月26日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日本キャタピラー合同会社鳥取営業所
鳥取市安長165 | |
| 5 落札金額 | 41,590,690円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和元年11月15日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | 除雪グレーダ（4.0メートル級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和元年12月26日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | コマツ山陰株式会社米子支店
米子市流通町158-10 | |
| 5 落札金額 | 36,190,690円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和元年11月15日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | X線マイクロアナライザ貸借及び保守業務 | 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 令和2年1月24日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取科学器械株式会社
鳥取市商栄町251-13 | |
| 5 落札金額 | 月額467,060円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 令和元年12月3日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 | |